

福岡県先進的プラスチック代替製品開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、バイオマスプラスチック等を活用した先進的なプラスチック代替製品の開発を支援し、製品の種類を増やすことにより、石油由来プラスチックの使用削減につなげるため、県内中小企業が先進的なプラスチック代替製品の開発に要する経費に対して、予算の範囲内において福岡県先進的プラスチック代替製品開発支援補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年規則第5号。以下「交付規則」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 再生プラスチック

使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。

二 バイオマスプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

三 生分解性プラスチック

プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチックをいう。

四 プラスチック代替製品

次のいずれかの素材を製品の全て又はその一部に使用したものであって、石油由来プラスチックの使用削減効果が認められるものをいう。

ア 紙、木などプラスチック以外の素材

イ 再生プラスチック

ウ バイオマスプラスチック

エ 生分解性プラスチック

オ その他知事が認めるもの

五 県内中小企業

県内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有。

イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内中小企業が、プラスチック代替製品の開発を行う事業（自ら製品の企画又は設計を行い他者に製造を委託するものを含み、

他者からの委託を受けて行うものは除く。)であって、開発する製品の素材や種類において従来にない工夫がある等の先進性が認められるものとする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は前条に定める補助事業を行う者であって、次のいずれにも該当する者とする

- 一 本補助事業により開発した製品を他者に販売することを予定していること
- 二 「ふくおかプラごみ削減協力店」に登録又は登録申請していること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- 一 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 二 次のいずれかに該当する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は個人
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体又は個人
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体又は個人
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体又は個人
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体又は個人
- 三 県税を滞納するなど法令に抵触し、助成が適当でないと認められる者

(補助対象経費)

第5条 知事は、別表に掲げるもののうち、補助事業に必要かつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金額等)

第6条 補助金額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額以下の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、500万円を上限とする。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号による事業計画書及び知事が必要と認める資料を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定)

第8条 知事は、前条の規定による事業計画書が提出されたときは、当該事業計画を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金を交付しようとする当該事業計画及び交付しようとする額を内定し、当該事業計画書を提出した者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項の内定をするに当たっては、別に定める審査委員会の意見を聴くものとする。
- 4 審査委員会は、必要に応じて事業計画に係る調査を行い、当該事業計画書を提出した者に説明を求

めることができる。

(事業計画書の取下げ)

第9条 前条第1項の通知(以下「内定通知」という。)を受けた者は、その内容又はこれに付された条件に対して不服があり、事業計画書を取り下げようとするときは、内定通知に記載された期日までにその旨を知事に申し出なければならない。

2 前項の規定による事業計画書の取下げがあったときは、当該事業計画に係る補助金の交付の内定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付申請)

第10条 内定通知を受けた事業者は、様式第2号による交付申請書に知事が定める資料を添え、知事に提出しなければならない。

2 内定通知を受けた事業者は、前項の補助金の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定を行い、様式第3号による交付決定通知書を補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を知事に申し出なければならない。

(補助事業の変更の承認)

第13条 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く。

二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業の基本的部分に関わらない変更を除く。

(補助事業の中止又は廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第15条 知事は必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)した日から20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで、様式第6号による補助事業実績報告書に知事が定める資料を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第13条に基づく承認をした場合には、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号による額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第18条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るため必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第8号による概算払請求書又は様式第9号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第14条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業者の責に帰すべきではない事情により補助事業の遂行ができない場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項の補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号による仕入控除税額確定報告書により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の消費税等仕入控除税額の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第21条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に、取得財産等を処分しようとするときは、様式第12号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
- 一 当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の場合
 - 二 補助事業者が第3項又は第26条の規定に基づき、交付を受けた補助金の全部に相当する額を県に納付した場合
 - 三 当該取得財産等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の耐用年数を経過したものである場合
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、当該取得財産等の処分が次の各号の一に該当する処分であるときは、様式第13号による財産処分報告書により知事に報告するものとし、当該報告が所定の要件を具備していると認められるときは、当該報告をもって前項の承認があったものとみなす。
 - 一 災害又は火災により使用できなくなった施設の取壊し又は廃棄
 - 二 立地上又は構造上危険な状態にある施設の取壊し又は廃棄
 - 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。ただし、当該取得財産等の処分が次の各

号の一に該当する処分であるときは、納付を要しない。

- 一 災害又は火災により使用できなくなった施設の取壊し又は廃棄
 - 二 立地上又は構造上危険な状態にある施設の取壊し又は廃棄
 - 三 補助事業者の責めに帰さない事情によりやむを得ず行う取壊し又は廃棄（相当の補償を得ている場合を除く。）
- 4 前項に規定する取得財産等の処分に係る納付額は、別に定める場合を除き、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額とする。この場合において、適正な対価でなされる有償による処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の処分により発生する収益のうちの補助金相当額とする。

（知的財産権に関する届出）

第23条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、又は商標権（以下「知的財産権」という。）を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年経過するまでに出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第14号による知的財産権取得等届出書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第24条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠資料を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠資料を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（経過報告）

第25条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の開発製品の出荷状況等について知事に報告しなければならない。ただし、知事が報告の必要がないと認めた場合はこの限りではない。

- 2 知事は、必要に応じて、補助事業者に前項の報告（以下「経過報告」という。）に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は、経過報告に係る証拠資料を、当該報告に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

（収益納付）

第26条 知事は、経過報告により、補助事業者において、次の各号により収益が生じたと認められたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができる。

- 一 補助事業により開発した製品の販売
- 二 補助事業により取得した知的財産権の譲渡又は実施権の設定
- 三 前二号に掲げるもの以外で、当該補助事業の実施結果の他への供与

(電子情報処理組織による申請等)

第27条 この要綱の規定により補助事業者又は補助金の交付の申請をしようとする者が行う申請その他の手続等については、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年福岡県条例第12号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度から令和9年度までの補助金について適用する。

別表（要綱第5条関係）

経費区分	補助対象経費の内容	備考
製品開発費	製品開発に係る経費で、次のいずれかに該当するもの 製品の試作に係る経費（原材料費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、試験分析費、製品や金型等の設計に係る経費等）、消耗品費、市場調査等に要する経費、外部認証取得等製品化に係る経費、外注・委託費、人件費	人件費は補助対象経費総額の50%を上限とする。
事務費	謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、翻訳料、会議費、通信運搬費、その他経費	

備考

- 一 補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については、補助対象外とする。
 - 1 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - 2 振込手数料
 - 3 汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費
 - 4 他の補助金等の交付対象経費として申請しているもの

- 二 人件費の対象とするものは、製品の企画・設計・試作・改良に直接従事する者の当該業務に係る時間に対して支払われる人件費とする。また、人件費に係る労務単価は、経済産業省が提示する等級単価一覧表、若しくは健康保険料等級をもとに算出されたものとする。